

耐震シェルター整備事業

建物の耐震化ができないときは **安全**な空間を確保し**命**を守る 耐震シェルターがあります

補助対象住宅

以下の全てに該当する住宅であることが条件となります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅であるもの
- ② 地上2階以下で1階に耐震シェルターを設置するもの
- ③ 木造住宅耐震補強助成事業による補助を受けていないもの

補助対象者

上記「補助対象住宅」の所有者又は居住者

補助対象となるシェルター

浜松市公式ホームページのサイト内検索で「耐震シェルター」と検索して、「耐震シェルターについて」というページにて公開しています。

補助額

一般世帯	
補助率	対象事業費の3分の2以内
補助額	最大40万円

高齢者のみが居住する住宅等（下記条件を満たす場合）	
補助率	対象事業費の6分の5以内
補助額	最大50万円

【高齢者のみが居住する住宅等の条件】

- (1) 所有者本人が居住し、65歳以上の者のみが居住するもの
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級1級又は2級の者が居住するもの
- (3) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの
- (4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

◇耐震シェルター設置について、2～3社からの見積を取ることをおすすめしています。

＜担当窓口＞

●浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ

〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 4階

TEL 053-457-2473

補助金申請手続きの流れ

補助金に関する
事前相談

建築行政課窓口、または電話でお問い合わせください。
2～3社からの見積を取ることをおすすめします。

補助金の交付申請

申請には、下記の補助申請書類を提出していただく必要があります。

- ① 交付申請書（第1号様式・第8号様式）
- ② 家屋の固定資産課税台帳登録証明書の写し
- ③ 設置工事に関する見積書の写し
- ④ 住宅所有者の承諾書（申請者が申請住宅の所有者ではない場合）
- ⑤ 付近見取図（案内図）
- ⑥ 設置場所が確認できる書類

補助金の交付決定

市より補助金の交付が決定したことを通知します。
決定通知書が届いてから契約し、耐震シェルター設置工事を行ってください。

契約・工事着手

実績報告

申請内容が変更となる場合や事業を取り止める場合は、
事前に建築行政課までご連絡ください。
設置工事が終了しましたら、速やかに実績報告書類を提出してください。
実績報告は、交付決定した年度の1月末までに提出してください。

- ① 実績報告書（第24号様式）
- ② 設置工事前・工事中・工事後の写真
- ③ 設置工事費に関わる領収書の写し
- ④ 請求書（第29号様式）

完成検査および
補助金の交付確定

完了の報告に基づき書類と現地の確認をし、補助金が確定したことを通知します。

補助金の支払い

市から補助金が、指定された口座に振り込まれます。

ご注意ください！

補助金交付申請は、必ず業者との契約前に行ってください。
設置工事前・中・後の写真は、お忘れなく撮影してください。